

姫路市排水設備工事業者の指定、責任技術者の登録に係る審査基準

令和5年8月31日制定

【標準処理期間】

新規申請 60日以内

更新申請 60日以内

【指定業者申請】

(申請書)

- 1 申請書記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。
- 2 申請の種別
 - ・ 新規、更新のいずれかを選択していること。
 - ・ 新規の場合、姫路市指定給水装置工事業者であること、若しくは姫路市指定給水装置工事業者の新規指定申請を同時に行っていること。
- 3 申請業者
 - ・ 商号又は名称とそのふりがなが記載されていること。
 - ・ 法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書に記載のある商号と相違ないこと。
- 4 代表者
 - ・ 代表者の住所、氏名(ふりがなを含む)及び電話番号が記載されていること。
 - ・ 住民票等の住所及び氏名と相違ないこと。
- 5 営業所所在地
 - ・ 営業所の所在地が記載されていること。
 - ・ 兵庫県内であること。
 - ・ 営業所外観写真で営業所の名称が確認できること。
 - ・ 営業所内部の写真から次の事務所機能を有することが確認できること。
 - 来客応接スペース
 - 電話機やファックス等の連絡設備
 - 設計等の事務作業スペース
- 6 添付書類
 - ・ 申請書の日付を起点として直近3か月以内に取得した身分証明書(外国籍である場合を除く)を添付していること。
 - ・ 誓約書を添付していること。
 - ・ 代表者経歴書を添付していること。

- ・ 専属責任技術者名簿を添付していること。
- ・ 申請書の日付を起点として直近3か月以内に取得した代表者の住民票又は住民票記載事項証明書の原本を添付していること。ただし、給水指定と同時申請の場合は不要。
- ・ 法人の場合は、申請書の日付を起点として直近3か月以内に取得した法人登記履歴事項全部証明書の原本及び会社定款の写し（要原本証明）を添付していること。ただし、給水指定と同時申請の場合は不要。
- ・ 営業所の平面図、付近見取図（位置図）及び写真（外観、事務所内部）を添付していること。ただし、給水指定と同時申請の場合は不要。
- ・ 設備及び器材保有調書を添付していること。ただし、給水指定と同時申請の場合は不要。（給水指定の機械器具調書に排水設備工事で使用する機器を記載することで代用）

（誓約書）

- 1 誓約書記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。
- 2 申請者
 - ・ 申請書の代表者と同一であること。

（代表者経歴書）

- 1 氏名、生年月日、住所
 - ・ 住民票の氏名、生年月日及び住所と相違ないこと。
- 2 資格、職歴
 - ・ 体系的に記載されていること。
- 3 経歴書記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。

（設備及び器材保有調書）

- 1 調書記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。
- 2 機械器具の種別、名称、数量
 - ・ 種別ごとに名称及び数量を記載していること。

（専属責任技術者名簿）

- 1 名簿記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。

2 指定業者名

- ・ 商号又は名称及び代表者名を記載していること。

3 責任技術者氏名、住所、登録番号

- ・ 専属する責任技術者の情報を記載すること。

【責任技術者申請】

(申請書)

- 1 申請書記入日
 - ・ 未来の日付で無いこと。
- 2 申請の種別
 - ・ 新規、更新のいずれかを選択していること。
- 3 申請者氏名、生年月日、住所
 - ・ 氏名（ふりがなを含む）、生年月日及び住所が記載されていること。
 - ・ 住民票の氏名、生年月日及び住所と相違ないこと。
- 4 電話番号
 - ・ 電話番号が記載されていること。
- 5 登録番号
 - ・ 更新の場合、登録番号が記載されていること。
 - ・ 市が通知した登録番号と相違ないこと。
- 6 勤務先
 - ・ 所在地、会社名及び電話番号が記載されていること。
- 7 添付書類
 - ・ 申請書の日付を起点として直近3か月以内に取得した住民票又は住民票記載事項証明書を添付していること。ただし、同時に勤務先が指定業者新規申請又は更新申請をする場合で、その代表者である場合は不要。
 - ・ 申請書の日付と起点として直近3か月以内に取得した身分証明書（外国籍である場合を除く）を添付していること。ただし、同時に勤務先が指定業者新規申請又は更新申請をする場合で、その代表者である場合は不要。
 - ・ 誓約書を添付していること。
 - ・ 証明書用顔写真（縦4cm×横3cm、直近3か月以内に撮影した上半身のもの）を2枚添付していること。
 - ・ 指定予定日時点で有効期間内である責任技術者認定試験の合格証の写し又は更新講習受講終了証の写しを添付していること。
 - ・ 専属責任技術者名簿を添付していること。ただし、同時期に勤務先が指定業者新規申請又は更新申請をする場合は不要。